

## ○尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月25日

条例第23号

## (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

## (市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

## (個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は尾鷲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

## (特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

## (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

## 別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	<p><u>尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)</u>による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一人親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</li> <li>(2) 子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</li> <li>(3) 障がい者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</li> </ul>

2 市長	尾鷲市配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱による管理システムに関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	尾鷲市水痘・おたふくかぜ・ロタウイルス、MRワクチン接種費用助成事業実施要領に基づく予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	尾鷲市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業実施要領に基づく予防接種に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	<u>予防接種法(昭和23年法律第68号)</u> による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		尾鷲市水痘・おたふくかぜ・ロタウイルス、MRワクチン接種費用助成事業関係情報であって規則で定めるもの
		尾鷲市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	<u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</u> による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u> による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	<u>地方税法(昭和25年法律第226号)</u> その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</u> による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	<u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)</u> による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

8 市長	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)</u> による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	<u>母子保健法(昭和40年法律第141号)</u> による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u> による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	介護保険関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	<u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u> による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	<u>健康増進法(平成14年法律第103号)</u> による健康増進事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</u> による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
14 市長	<u>尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例</u> による医療費の助成に関する事務であつて次に掲げるもの (1) 一人親家庭等医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの (2) 子ども医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの (3) 障がい者医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であつて規則で定めるもの
15 市長	尾鷲市配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱による管理システムに関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
16 市長	尾鷲市水痘・おたふくかぜ・ロタウイルス、MRワクチン接種費用助成事業実施要領に基づく予防接種に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		予防接種関係情報であつて規則で定めるもの
		尾鷲市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業関係情報であつて規則で定めるもの
17 市長	尾鷲市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業実施要領に基づく予防接種に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		予防接種関係情報であつて規則で定めるもの
		尾鷲市水痘・おたふくかぜ・ロタウイルス、MRワクチン接種費用助成事業関係情報であつて規

則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	<u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)</u> による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	<u>生活保護法</u> による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	<u>学校保健安全法</u> による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</u> による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	<u>学校保健安全法</u> による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの